

第8準備書面 要旨の陳述

2025年9月22日 原告代理人 佐藤博文

1 本書面の目的と概要

第8準備書面は、自衛官の職務の本質と実態及びその憲法適合性について主張したもので、請求原因「第5 自衛官の本質及び自衛隊の違憲性」及び「第3準備書面 - 自衛官と自衛隊員の違い - 」(2024年10月7日付)の特に第2、6、7項をさらに敷衍するものです。

原告は、自衛隊は国際法上の軍隊 = 正規軍であり、自衛官の職務の本質は、武力の行使であり、自らの命を賭けて相手をせん滅 = 殺傷する賭命義務にあることを明らかにしてきましたが、それだけでは、自衛官の職務の内容も実態も分かりません。

自衛官が、どんな価値原理に基づき、どんな教育を受け、どんな訓練をし、どんな生活をしているのか、国際法上の法的地位なども明らかにする必要があります。そこで、本書面で以下の点を論じました。

第1に、現在の自衛隊が、憲法9条2項が禁ずる「戦力」に該当する違憲の存在になっていることです(第3、第10)。

第2に、その不可欠な構成要素である自衛官は、わが憲法の個人の尊厳と基本的人権の保障(憲法13条)と相容れない違憲の存在であること及びそのリアルな実態です(第2、第4乃至第7、第10)。

第3に、戦争や軍隊が、兵士や家族、国民に与える非人間的で破壊的、かつ長期にわたる被害の実態を明らかにし、憲法9条2項と憲法13条を一体のものと解すべきことです(第8、第9)。

第4に、このような違憲あるいは違憲が疑われる自衛隊が行なう求人活動に対して、国民が疑問や不安を抱くのは当然であり、それを、個別の同意もなしに自治体が丸ごと個人情報を提供するやり方には、目的においても方法においても合理性が認められないことです(第11 / 結語)。

2 人類は兵士をどう語ってきたか

本書面ではプロロ - グとして、第2で、戦争や軍隊、兵士の本質について人類はどう語ってきたかを紹介し、最初にバ - トランド ラッセルを挙げました。イギリスの哲学者 数学者であり、アルベルト アインシュタインと共に、1955年に核兵器廃絶を訴える「ラッセル アインシュタイン宣言」を発表した人です。2人ともノ - ベル賞受賞者で、日本初のノ - ベル賞受賞者である湯川秀樹博士もこの呼びかけ人の1人です。

彼は、自らの著書「人類に未来はあるか」で、次のように言いました。

「愛国者というのはいつでも、その祖国のために死ぬことを語る。そしてその国のために人殺しをするとは決して言わない」(110頁)

戦争が殺人であり、殺人が罪悪であることを直視することは、「愛国者」すなわち軍事力を信奉する政治や政治家、軍隊 軍人などにとっては都合が悪いことです。従軍して他人を殺害することは、少なくとも決意のうえでは、自分が死ぬよりも先に起こす確実なことであり、兵士が携帯する武器はいつも自分ではなく他人に向けるために準備され、日々その実行訓練をしているのです。

個人が行なう殺人には最大限の非難を加え抑止しようとする同じ人間が、国家の命令による殺人やその準備については必要性を強調し、その成果を称賛します。ここには論理 倫理の両面から乖離 矛盾があります。

自衛官という兵士の職務の本質と人権侵害の原因を考えると、問題の根源がここにあることを直視しなければなりません。

3 自衛隊の「軍隊」としての実態

第3では、現在の自衛隊が、核兵器保有国と肩を並べる世界屈指の実力を持つ軍隊になり、憲法9条2項が禁ずる「戦力」に該当する違憲の存在であることを、世界軍事力ランキング(2024年7位)や欧州各国の軍隊を凌ぐ常備兵員数、国際法上の地位などから明らかにしました。

4 賭命義務とそれを遂行する自衛官の職務の実態

今まで主張してきたとおり、自衛隊員と自衛官は、法上明確に区別されています。武力行使を行なう自衛官は、国際法上、「自己と文民たる住民とを区別する義務」(ジュネーブ条約第一追加議定書44条3)が課される「戦闘員」とされ、国際交戦法規が全面的に適用されます。

では、戦闘員 = 自衛官の職務の本質は何か。それは、軍隊の武力行使にあたり「自らの命を賭けて相手をせん滅(殺傷)せよ」という賭命義務にあります。杉村敏正 元京大教授は、これを、「職務上の危険又は責任の回避及び職務離脱の禁止に違反した場合には、隊員はその回避又は離脱により自己の生命又は身体に対する現存する危険を免れようと欲したことをもって、その正当な事由となし得ない。」と解説しています。

すなわち、自衛官に自己の生命を国家のために犠牲にしてでも戦うよう命じることができ、これが自己の生命を犠牲にする義務までではない警察官など公安職との本質的な違いなのです。

そして、自衛官の賭命義務は現実はどう現れているかについて、自衛官の認識票(ステン

レス スチ - ル製。死亡時の個人識別に使用) 精神教育 = 死生観の確立、自民党の 2012 年「日本国憲法改正草案」に関する石破茂首相(当時幹事長)の発言、ピストルと小銃との違い、素手による殺傷訓練の内容など、具体的な資料に基づいて主張しました。

5 憲法理念に反する自衛官の服務

第 4 の 6 では、自衛官の服務管理の実態について主張しました。

自衛隊は、上命下服の絶対的な規律の下で勤務生活を送る。軍隊の規律は、軍紀と呼び、「服務ハンドブック(幹部隊員用 服務参考資料)」は次のように書いています。

「自衛隊はその規律の基礎を戦闘におく。戦闘の目的は、敵に勝ち味方を守ることにあ
る。従って規律は最も厳正であることを要し、非常危急の際にこそ役立つものでなければ
ならぬ。厳正な規律によってのみ、部隊はその行動において正しく、速く、強く、ことに
臨んで確実に目的を達することができる。規律は部隊の生命である。」(9 頁)

「自衛隊の規律の特性で一番重要な点は、規律の基礎が戦闘にあるということである。戦
闘の規律から発して、すべて平時の規律が作られていることが、一般の社会の規律とは異
なっている。」(13 頁)

そして、「自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する」(6 頁)ことが軍紀の目的である
とされています。

こうして、自衛隊は、戦闘の規律と平時の規律を同一化し、24 時間即応体制で(戦争は
昼夜を問わない)、1 日を「課業中の服務」と「課業外の服務」に分けるだけで、一般官庁
の如く「所定労働時間(拘束時間)」と「所定外労働時間(自由時間)」という明確な区分が
ないのです。

欧米の軍隊では、「兵士である前に市民である」とする考えが浸透し、市民的権利の行使
をできる限り認め、労働組合の結成まで認める国が少なくありません。これらと比較する
と、自衛隊員は、個人主義に基づく民主主義国家の公務労働のあり方と大きく乖離していま
す。

6 自衛隊における暴力 パワハラ等

防衛省は、自衛隊内で暴行 傷害やパワハラが多発し、部隊の正常な運営に支障をきたすと
ともに、メディアに報道され国民の厳しい批判を受けたことから、2020 年 1 月 31 日、人
事教育局長通達(防人第 1168 号。甲 71)で、懲戒処分の量定を引き上げて抑止を図りま
した。

その内容は、自衛隊内で発生している暴行 傷害やパワハラ行為を具体的詳細に類型化し
て、「違反態様」と「適用基準」を明確化したものですが、かえって、市民社会の常識からか

け離れた人権侵害が日常風景になっている暴行 傷害等のカタログを示すものになっています。凶器を用いた場合や被害者が自殺(未遂を含む)した場合などが類型化されていることに驚かされます。また、平手打ちなどの暴行や精神疾患を発症させた等の場合が、「軽微な場合」で処分が「1月未満の停職」という軽さにも驚かされます。

その一方で、上官に対する反抗不服従について、「極めて重大な場合」は全て免職のみとされ、上官に対する反抗不服従が他の暴力行為等に比べて格段に重いのが特徴で、「上官の命令は絶対」を表しています。

7 自衛隊内におけるセクハラ

第6では、1999年4月施行の改正男女雇用機会均等法により、セクハラ防止に向けた事業主の雇用管理上の配慮義務が初めて規定されて以降、2022年に発覚した五ノ井里奈さんの性暴力事件とそれに対する防衛章 自衛隊の対応について具体的に主張しました。

暴力 パワハラ等と並んで、性暴力やセクハラ、性的関係の強要などが異常に多い職場であることに、未成年者や保護者などの家族、教師らが不安を抱いたり、心配するのは当然です。

自衛官は(男性も女性も) 憲法尊重擁護義務を負い(憲法99条) 法令を遵守して業務を遂行すべき公務員であることを考えると、自衛隊の労働環境は憲法13条に反する違憲の状態にあると言わざるをえません。

8 防衛大学校の実態

原告に郵送されたダイレクトメールは、真っ先に「自衛隊の組織のリーダーとなる防衛大学校学生」を挙げて勧誘しています。そして、被告らは、将来自衛官になることが見込まれているのだから、自衛隊法97条の「自衛官及び自衛官候補生」でなくても募集することに問題がないと主張しています。そこで、防衛大学校の本質と実態について主張しました。

防衛大は、文科省下の学校教育法上の大学ではなく、自衛隊の附属機関で、身分は自衛隊員です。入学と同時に学生隊に組織され、軍隊の規律の下で賭命義務を遂行する兵士への教育訓練を受けます。その実態は、前述した第4の6(軍紀に基づく生活) 第5(暴力 パワハラ) 及び第6(セクハラ)と完全に共通しています。彼らが任官して同窓の先輩幹部とともに、自衛隊の隊風=今日の人権侵害の実態を作ってきたのです。

従って、防大の性格や実態を明らかにしないまま、自衛隊が未成年者を直接勧誘すること、地方自治体がそれに無知 無関心のまま協力することに、国民が疑問に思い批判的になることは当然のことです。

9 コンバット ストレスと戦争トラウマ

2015年成立の安保関連法とその後の急ピッチに進む戦時体制構築により、自衛隊が紛争地へ派遣され、あるいは自衛官が戦闘行為に従事し、それにより精神や神経を患い、事件や事故、自殺者の増大などを生むことなどが現実的になっています。そして、それは、戦時における戦場だけの問題ではありません。

前記第4の「6 軍紀の目的」で述べたように、「戦闘の規律から発して、すべて平時の規律が作られて」おり、自衛官には「自覚に基づく積極的な服従の習性」が求められています。そうすると、過酷な戦場経験の問題だけでなく、日々の過酷な殺傷訓練、不条理な命令、精神教育（死生観の確立）などによって、全ての自衛官が「心の傷」を負う可能性があります。

こうした軍隊特有のコンバット・ストレスや戦争トラウマの問題は、戦時・戦時外を問わず、いまや全世界に共通する「兵士の人権」の問題と捉えられていることを明らかにしました。

特に本件のように、自衛隊が未成年者や保護者に対して、人生を賭ける就職先として勧誘するのであれば、その危険性と対策についても正しい情報を提供しなければなりません。ところが、自衛隊も政府も全くこれに忖えておらず、自衛隊島根地方協力本部の高校卒業予定者への案内葉書（甲40）には、「災害派遣で国民を助けたい」「PKOに参加して世界で活躍したい」「船に乗って世界中の人と交流したい」「パイロットになりたい」等の夢を抱いて入隊され、その実現に向けて多種多様の仕事に就き」などと説明し、自衛官の本来の任務とそれに伴う他のリスクを説明せず、むしろ隠すようなセールストークになっていることを明らかにしました。

10 現代戦闘の殺傷力と救命救護との著しい格差

第9においては、現代の戦闘は「効率的な殺人」に他ならず、一度にあるいは短い時間に多数の犠牲者が出る一方で、負傷者の救出・救助・救命・救護・治療は一人ずつ行なうほかに方法はなく、今後たとえ医学がどれだけ発達しても、精密兵器、大量破壊兵器が用いられた場合は、この差は途方もなく大きなものとなるが、自衛隊の救命救護は、国際基準にすら全く達しておらず、自衛官の命と身体を守れないことを明らかにしました。

11 自衛隊 自衛官の憲法適合性と名簿提供問題の不可分性

現在の自衛隊は、高戦力化や全地球的な活動範囲からみても、国際法的な地位からしても、憲法9条2項が禁止する「戦力」に該当することは明らかです。

従って、その人的構成である自衛官の存在も当然違憲の存在となりますが、賭命義務を負って武力を行使する兵士＝自衛官はもともと憲法13条の立場から許されない存在だということです。その意味で憲法9条2項と13条は不可分一体だと解されます。

しかし、残念ながら、この問題は、自衛隊創設の「出自」自体の、あるいはその後の実態をめぐる合憲 違憲の議論の中において、国民の関心と目が届かない「ブラックボックス」となっていました。そのため、自衛官の本質と職務をめぐる問題が、国家公務員をめぐる議論の「治外法権」となり、今日の暴力やいじめ、セクハラなどの深刻な人権侵害を招き、その違憲状態が拡大してきており、それがいま、本件事案を通じて顕在化し、問われているとすることができます。

本件は、自衛隊が1967年当時から住民基本台帳を閲覧して隊員募集の適格者名簿を作成していたことに始まる問題です(甲1)。そもそも、なぜ住民情報の管理を国ではなく自治体に委ねたかといえ、戦前の市町村が全体主義 軍国主義国家の下部機関とされ、兵籍係により兵籍簿が作られ、これに基づいて召集令状が送られたからです。兵隊だけでなく、住民名簿は、国家総動員で住民を官民間わず徴用する機能も果しました。この反省に立って、日本国憲法は、軍国主義を否定して個人の尊厳、個人主義を最高の価値と定め、その制度的な保障として地方自治を認めたのです。

また、1982年4月に高校生卒業予定者に対する職業紹介に対して民間企業や一般官庁同様の規制を自衛隊に通知したのは(請求原因第4及び甲11) 憲法9条の下で、自衛隊は軍隊ではなく他の行政機関と同じであり、特権的な地位を与えることはできないからです。

12 最後に

自衛官の募集は、戦後一貫して憲法9条との関係で問題になってきたのであり、提供された名簿がどう使われるのか、入隊を勧誘される自衛隊 自衛官とは何か、その実態はどうなっているのかは、本件事案の判断に欠かせない事実です。原告は、今後とも主張を補充していく予定です。

以上